

インド移転価格税制の最新動向

田中 啓介

南インドのチェンナイは、11月に入り雨の日が続いていましたが、下旬になってようやく天候も少しずつ回復し、かなり過ごしやすい季節になってきました。さて、今回は2016年財政法において導入が発表された移転価格税制におけるマスターファイル（MF：Master）および国別報告書（CbCR：Country by Country Report）について、先月、2017年10月31日に最終ルール（Rule 10DA、10DB）が発表され、移転価格税制のコンプライアンスが明確になりました。本日はその概要についてご紹介したいと思います。

＜移転価格税制＞

移転価格税制とは、海外の関連企業との取引による所得移転を防止する観点から導入されたものです。つまり、海外の関連企業と行う取引は、それらの取引が通常取引で行われたものと同様に課税されるものです。

インドでの移転価格税制は、2001年の導入以降OECDのガイドラインに準拠した形で運営がなされており、昨今に至っては国際的な観点を積極的に取り入れた実務へと移行しつつあるものの、一方で、今回発表された最終ルールのように対象会社の拡大や詳細な報告内容など他国よりも厳しい制度対応が求められる状況にもなっています。

MFやCbCRについては、日本やその他EU加盟国等でもすでに導入されていますが、適用対象や申告すべき内容が国によって異なるため注意が必要です。具体的には、MF関連の規定である「Rule10DA」と、CbCR関連規定である「Rule10DB」の2つが主な根拠規定となり、以下のような会社が適用対象となり、従来の移転価格税制に規定される申告期限11月30日までに下記のような内容を通告・申告する必要があります。

1. マスターファイル（MF／Rule10DA）

区分	適応対象会社（申告等義務のある会社）	申告等の内容
PartA	全ての会社	構成会社等の基本情報
PartB	国籍企業グループの構成会社等で、グループの直前会計年度について連結グループ売上が50億ルピー超（日本は連結売上1千億円以上が対象）であり、かつ国際取引金額（年度合計）が5億ルピー超、または、1億ルピー超の無形資産関連取引がある場合 ※会計年度最終日（3月31日）のState Bank of IndiaのTTBレートを適用	多国籍企業グループの詳細情報 組織構造や事業内容 保有する無形資産 グループ内の金融活動 財務状況と納税状況など

2. 国別報告書（CbCR／Rule10DB）

適応対象会社（申告等義務のある会社）	申告等の内容
インド居住者であり、かつ多国籍企業グループの前会計年度の連結グループ売上が550億ルピー超の場合	該当会社の損益状況の詳細 納税額、繰越利益剰余金、 従業員数、現預金残高、 有形固定資産など